

○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の育児休業等について

平成28年 3月25日

人能第287号

高等長官，地方・家庭所長あて事務総長通達

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「一般職員」という。）の裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項に規定する育児休業及び同法第12条第1項に規定する育児短時間勤務，国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号。以下「自己啓発等休業法」という。）第2条第5項に規定する自己啓発等休業並びに国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号。以下「配偶者同行休業法」という。）第2条第4項に規定する配偶者同行休業の運用については，下記により取り扱ってください。

記

1

(1) 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則（平成28年最高裁判所規則第3号。以下「勤務時間等規則」という。）において準用する人事院規則は，別紙第1に掲げるものとする。

(2) 別紙第2に掲げる勤務時間等規則において準用する人事院規則の規定に基づいて発せられた人事院通達の定めは，一般職員の人事行政の性質に反しない定めに関し，一般職員に準用する。

2 規則19—0運用通知記第3の第2項，規則25—0運用通知記第2の第2項及び規則26—0運用通知記第3の第3項の文書は人事異動通知書を用いる。

3

(1) 育児休業等計画書の様式は，規則19—0運用通知記第1の第9項に掲げる記載事項の欄を設け，規則19—0運用通知別紙第1を参考にして，別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに，同表の右欄に掲げる裁判所（その委任を受けた者を含む。以下「各裁判所」という。）が定める。

(2) 養育状況変更届の様式は，規則19—0運用通知記第1の第11項に掲げる記載事項の欄を設け，規則19—0運用通知別紙第2を参考にして，別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに，各裁判所が定める。

(3) 育児休業承認請求書の様式は，規則19—0運用通知記第2の第7項に掲げる記載事

項の欄を設け、規則19—0運用通知別紙第3を参考にして、別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに、各裁判所が定める。

(4) 育児短時間勤務承認請求書の様式は、規則19—0運用通知記第8の第3項に掲げる記載事項の欄を設け、規則19—0運用通知別紙第4を参考にして、別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに、各裁判所が定める。

(5) 自己啓発等休業承認請求書の様式は、規則25—0運用通知記第1の第8項に掲げる記載事項の欄を設け、規則25—0運用通知別紙を参考にして、別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに、各裁判所が定める。

(6) 配偶者同行休業請求書の様式は、規則26—0運用通知記第2の第6項に掲げる記載事項の欄を設け、規則26—0運用通知別紙を参考にして、別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに、各裁判所が定める。

4 この通達に定めるもののほか、育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の運用に関し必要な事項は、最高裁判所事務総局人事局長が定める。

#### 付 記

1 この通達は、平成28年4月1日から実施する。

2 この通達の実施の日（以下「実施日」という。）前に提出された平成22年5月31日付け最高裁人能A第001502号人事局長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の育児休業等の運用について」記2の(1)に定める様式による育児休業等計画書、同(2)に定める様式による養育状況変更届、同(3)に定める様式による育児休業承認請求書、同(4)に定める様式による育児短時間勤務承認請求書、平成22年12月17日付け最高裁人能A第002937号人事局長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の自己啓発等休業の運用について」記2に定める様式による自己啓発等休業承認請求書又は平成26年2月21日付け最高裁人能第278号人事局長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の配偶者同行休業の運用について」記2に定める様式による配偶者同行休業請求書は、実施日以後において、育児休業の承認、育児休業の期間の延長の承認、育児短時間勤務の承認、育児短時間勤務の期間の延長の承認、自己啓発等休業の承認、自己啓発等休業の期間の延長の承認、配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業の期間の延長の承認を行おうとする場合には、それぞれ記3の(1)に定める様式による育児休業等計画書、同(2)に定める様式による養育状況変更届、同(3)に定める様式による育児休業承認請求書、同(4)に定める様式による育児短時間勤務承認請求書、同(5)に定める様式による自己啓発等休業承認請求書又は同(6)に定める様式による配偶者同行休業請求書とみなす。

(別紙第1)

- 1 人事院規則19—0 (職員の育児休業等)
- 2 人事院規則25—0 (職員の自己啓発等休業)
- 3 人事院規則26—0 (職員の配偶者同行休業)

(別紙第2)

- 1 平成4年1月17日付け職福—20人事院事務総長通知「育児休業等の運用について」(以下「規則19—0運用通知」という。)
- 2 平成19年7月20日付け職職—256人事院事務総長通知「自己啓発等休業の運用について」(以下「規則25—0運用通知」という。)
- 3 平成26年2月13日付け職職—40人事院事務総長通知「配偶者同行休業の運用について」(以下「規則26—0運用通知」という。)

(別表)

一般職員の区分	裁判所
高等裁判所(支部を含む。)に勤務する一般職員	高等裁判所
地方裁判所(支部を含む。)並びにその管内にある簡易裁判所及び 検察審査会に勤務する一般職員	地方裁判所
家庭裁判所(支部を含む。)に勤務する一般職員	家庭裁判所